

上ノ国町総合教育会議設置要綱

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、上ノ国町の教育に資するため、上ノ国町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、町長及び上ノ国町教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる事項の協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策に関すること。
- (3) 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(会議)

第4条 会議は、町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思慮するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認められるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害される恐れがあると認められるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第7条 町長は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、会議に出席した構成員及び意見聴取したものによる議事内容の確認後、非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局に委任又は補助執行させるものとする。ただし、第3条第3号にかかげる事項のうち教育行政を推進する上で重大な事象が発生又は重大な事項と町長が判断した場合は、総務課において処理することとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。